

## 社会福祉法人 高坂福祉会 行動計画

### 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標1：令和7年3月までに、全職員の所定外労働時間を、1人当たり年間24時間未満とする。

#### <対策>

- 令和2年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和2年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を毎年1回実施
- 令和2年10月～ 職員用掲示板や各種会議等による職員への周知
- 令和3年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：令和7年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

#### <対策>

- 令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 4月～ 本部会議での検討開始
- 令和3年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和3年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ等による取得促進のための取組の開始

### 女性活躍推進法に基づく行動計画

期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

女性職員が管理職として活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標：令和9年3月までに、管理職以上役職者の男女比率と全職員男女比率が同程度になるよう女性管理職の割合を30%増やす。

#### <対策>

- 令和4年 4月～ 男女公正な昇格基準となっているか、評価の検証と見直しの実施
- 令和4年10月～ 女性職員の積極的・公正な育成・評価に向けたヒアリングの実施
- 令和5年 4月～ 管理職育成研修プログラムの検討及び作成
- 令和6年 4月～ 管理者候補となる男女職員に対して管理職育成研修の実施